

雲南市地域自主組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、雲南市地域自主組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、それぞれの地域自主組織の主体性を基本に、地域自主組織どうしが横断的につながり、相互に補完し支え合うことにより、それぞれの地域自主組織にとって有益となることを目的とする。

(機能)

第3条 協議会は、次の機能を有する。

- (1) 連絡機能 各地域自主組織との間、あるいは行政等の他団体との間における相互の情報共有、情報伝達
- (2) 協議機能 複数の地域自主組織に共通する事項に関する協議、取り決め
- (3) 企画機能 相互の学び合い、調査・研究活動

(委員)

第4条 協議会の委員は、地域自主組織の代表者とし、各町から2名を、それぞれ選出するものとする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 役員は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の会議で審議する事項について調査研究するために、必要に応じて協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、協議会の委員及び地域自主組織の事務局等のうちから会長が指名する若干名で組織する。

(予算の執行)

第9条 会長は、協議会の収入及び支出を命令する。

(決算及び監査)

第10条 会長は、毎事業年度終了後、1月以内に次の書類を作成し遅滞無く監事に提出して監査を受けなければならない。

(1) 帳簿及び証拠書

(2) 収支決算書

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、雲南市政策企画部地域振興課内に置く。

(その他)

第13条 この規約の改正、廃止及び協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年10月27日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第2項及び第4条第3項の規定にかかわらず、この規約の施行の日以後最初に選任された委員及び役員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この規約は、平成25年7月8日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成25年11月21日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成26年5月23日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月18日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、令和4年1月20日から施行する。